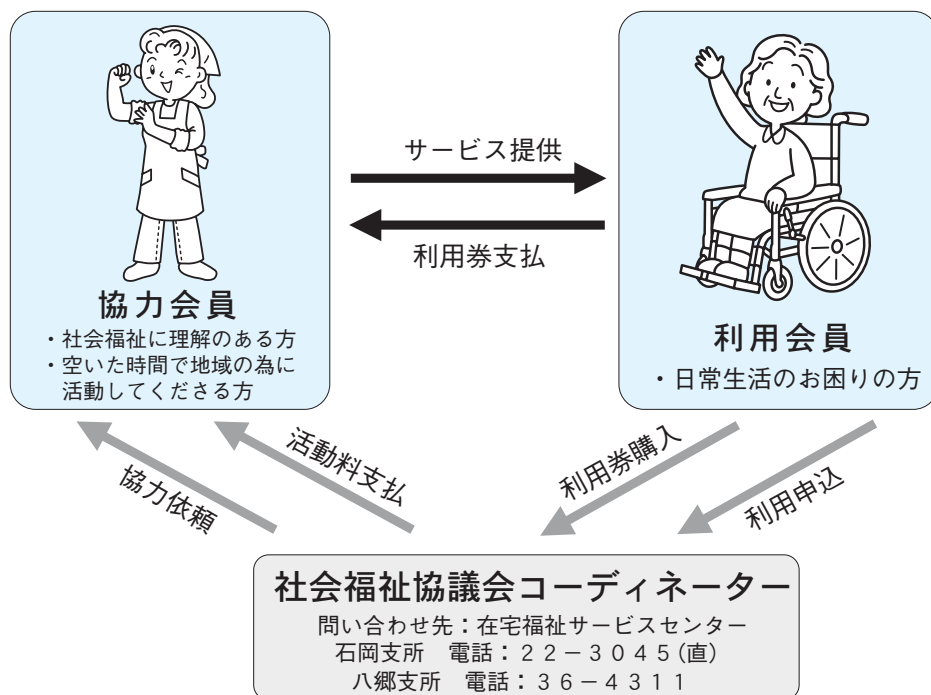


## サービスのしくみ



### サービス内容

- ①生活援助サービス  
 食事の世話、洗濯、買い物、通院送迎、身体介助等
- ②子育てサービス  
 乳幼児・児童の世話、預かり、幼稚園・保育園の送迎

### 活動時間及び利用料

- 月曜日から金曜日までの  
 午前7時～  
 午後7時までの間
- 午前9時～午後5時  
 1時間 600円
- 午前7時～9時  
 1時間 900円
- 午後5時～7時  
 1時間 900円
- ※活動料は利用料と同額です。

## ◆在宅福祉(有償)サービス事業 ◆子育てサポーター設置事業

在宅福祉(有償)サービスとは、高齢者や障害者、子育て支援を必要とする方を対象に、市民の方々の善意と協力によって運営される会員制の生活援助サービス及び子育てサービスです。

介護保険サービスを受けながら在宅福祉サービスも利用することができます。協力会員は随時募集中です。お気軽にご相談ください。

## ◆居宅介護支援事業所のご案内

12月1日、石岡市・八郷町社会福祉協議会合併に伴い指定居宅介護支援事業所は「石岡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所」として、ふれあいの里石岡ひまわりの館内に置かれることになりました。

今までと同様に、指定居宅介護支援事業所のケアマネージャー(介護支援専門員)は介護認定調査、介護認定を受けるときや介護サービスを利用するときなど様々な場面で、利用者や家族からの相談を受けます。また、利用者の希望に応じ、効率的なサービス計画(ケアプラン)を作成し分かりやすく説明します。利用者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようお手伝いしていきますのでよろしくお願いたします。

社会福祉法人石岡市社会福祉協議会  
 指定居宅介護支援事業所

○住所 石岡市大砂10527-6

○電話 22-2411

○FAX 22-2440